

## 令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度IT/IoT支援サポーター活用事業

### 2 業務の目的及び概要

#### (1) 業務の目的

中小企業の稼ぐ力を高めていくためには、ITやIoT等（以下「IoT等」という。）の情報通信技術を活用したデジタル化が重要である。

しかしながら、国等の調査結果によると、コロナ禍を契機として、デジタル化による業務効率化などに取り組む企業は増加しているが、現在でも、デジタル化が図られていない企業も存在し、その課題として、費用対効果がわからない、測りにくいとの回答が高い割合となっている。また、デジタル化が図られていない企業では、デジタル化を推進できる人材がいないとの回答が高い割合であった。一方、デジタル化の取組が進展している企業では、ITツール等の導入時に重視する取組として、自社にあった適切なITツール等を導入することとの回答が最も高い割合であった。

本業務では、企業のIT等の導入、利活用を支援するため、IT/IoT支援サポーターを配置し、県内中小企業からの相談対応や、情報関連企業等とのマッチング等により、IoT等の導入及び利活用を促進する。

#### (2) 業務の概要

ア 専門的知識を有する担当者を配置し、IoT等の導入等に関する相談窓口を設置し、相談対応や潜在的なニーズや事例の掘り起こしを実施する。

イ 相談等の内容により、地元の情報関連企業やコンサルタント等と企業のマッチングを実施する。

ウ 県内中小企業において、他社の参考となるような取組みは、顕彰事業を開催し、事例集等を用いて、取組内容を積極的に情報発信する。

### 3 業務の内容

#### (1) IT/IoT支援サポーターの配置

ア 県内中小企業のIoT等の導入や利活用を支援するため、専門的な知識を有する「IT/IoT支援サポーター」を配置すること。

イ IT/IoT支援サポーターは、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報処理技術者の資格又はそれと同等な資格を有し、県内中小企業におけるIoT等の利活用の相談に対応できる人材とすること。

#### (2) 相談対応業務

IT/IoT支援サポーターは、以下のとおり、IoT等の導入、利活用等に関する相談に対応すること。

ア 相談対応時間は、原則として、平日の9時00分から17時00分までとすること。

イ 相談の受付の方法は、電話、FAX、電子メール及びホームページ等の全部又は一部とすること。ただし、初めてIT等の導入を行おうとする県内中小企業に配慮して、電話又はFAXは、必ず受付できるようにすること。

ウ 相談対応時間のうち、専任の担当者が不在等で対応できない場合は、相談の受付のみを行い、後日、できるだけ速やかに対応すること。

- エ 相談対応は、イによる受付方法に加え、来所等のほか、企業訪問やイベント会場における相談ブース等の開設によるプッシュ型の対応も積極的に行うこと。
- オ IoT等の導入や利活用等に関しない相談については、他の支援機関等の紹介に努めること。

### (3) その他の支援業務

担当者は、(2)の相談対応に関連して、以下のような業務を実施すること。

なお、これらの業務を実施するに当たり、必要に応じて、企業訪問や展示会への参加を行うこと。

- ア 県内中小企業におけるIoT等の導入や、ニーズ、利活用等に関する課題の把握及びそれらの情報のデータベース化による管理
- イ 課題解決に向けた県内情報関連企業等とのマッチング及び国等の支援事業等の紹介
- ウ イの活動を通じた県内情報関連企業等の育成等
- エ 県外も含めた情報関連企業等のIoT等に関する製品、サービス等に関する情報収集及びデータベース化による管理
- オ 国等の関係機関が発行する報告書等によるIoT等に関する情報の収集及び県への情報提供
- カ 県内中小企業等で行われた他の企業等の参考となるIoT等の利活用事例の掘り起こし及び顕彰事業を通じた顕彰、事例集の作成

### (4) 相談・支援内容の記録及び報告

- ア (2)及び(3)の要件に基づき実施した内容を記録し、とりまとめた上、四半期ごとにその内容を県へ報告すること。
- イ 報告書の様式等は、県が別途指示するものを利用すること。

### (5) 周知・広報活動

本事業で実施する業務について、チラシ、リーフレット等を作成し、様々な広告媒体（例：ホームページ、新聞・雑誌・広報誌など）やイベント等を活用して、積極的な周知を行うこと。

### (6) その他

- ア 2の目的の達成につながるその他一切のことについて、必要と考えられることは本業務の範囲において実施すること。
- イ 本事業における方針等の確認や情報交換等を行うための打合せを、適宜開催すること。なお、参加者は、本事業受託者、IT/IoT支援サポーター、県の担当職員とする。
- ウ 県が実施又は関与する他のIoT等に関する事業において、協力の依頼があった場合は、必要に応じて積極的に協力すること。（例：産学イノベーション創出支援事業など）
- エ 県にとって有益と思われる情報については、積極的に情報提供すること。
- オ 業務の実施に当たっては、おかやまIoT推進ラボや、他の産業支援機関と連携を図ること。

## 4 業務に係る留意事項

- (1) 本業務によって知り得た事実、中小企業等の営業機密等の情報、個人情報等をみだりに第三者（県を除く）に漏らしてはならない。なお、本業務の終了後においても同様と

する。

- (2) 本業務の実施に当たっては、県と十分に協議を行い、疑義が生じた場合は、原則として県の指示に従うこと。
- (3) 本業務は、一括して、第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (4) 本事業を実施するに当たり、IT/IoT支援サポーターは、必要に応じて、他のものに本事業の事務補助を行わせることができる。
- (5) 本事業の経理状況を明らかにするため、その支出を証する書類を整理すること。これらの書類は、本事業の完了の翌年度から5年間保管し、県からの求めがあるときは、県の指定する期日までに提出すること。

## 5 実績報告書等の提出

受託者は、業務終了後、速やかに実績報告書等を県へ提出すること。

## 6 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## 7 委託限度額

6,595,835円（消費税及び地方消費税の額を含む。）